

## 加古川流域懇談会設立趣旨

平成9年の河川法改正に伴い、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加されました。

また、これまでの「工事实施基本計画」に代わって、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と、今後、概ね30年間の具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」が策定されることになりました。

加古川流域では、計11回にわたり加古川流域委員会を開催し「加古川水系河川整備計画（国管理区間）」を、平成23年12月27日に策定しました。

加古川流域懇談会は「加古川水系河川整備計画」に基づく事項の進捗やその点検結果について学識経験者等から意見を述べて頂くことを目的に設置しているものです。

